

託 送 供 給 約 款

[特定電気事業用]

平成26年 4 月 1 日 実施

九州電力株式会社

平成 25 年 12 月 26 日 届 出

託送供給約款 [特定電気事業用]

目 次

総 則	1
1 適 用	1
2 託送供給約款の届出および変更	2
3 定 義	2
4 託送供給に関する取扱い	6
5 単位および端数処理	6
6 実 施 細 目	6
契約の申込み	7
7 契約の要件	7
8 検討および契約の申込み	8
9 契約の成立，契約期間および契約振替供給電力	11
10 託送供給の開始	12
11 託送供給の準備その他必要な手続きのための協力	12
12 電気方式，電圧および周波数	13
13 発 電 場 所	14
14 供給および契約の単位	14
15 承 諾 の 限 界	15
16 契約書の作成	15
料 金	16
17 料 金	16
18 接続送電サービス	16
19 予備送電サービス	27
20 負荷変動対応電力	29

料金の算定および支払い	32
21 料金の適用開始の時期	32
22 料金の算定期間	32
23 計 量	32
24 電力および電力量の算定	33
25 損 失 率	36
26 料 金 の 算 定	36
27 支払義務の発生および支払期日	37
28 料金その他の支払方法	37
29 保 証 金	38
託 送 供 給	39
30 託送供給の実施	39
31 給電指令の実施等	42
32 適正契約の保持等	46
33 契 約 超 過 金	47
34 力 率 の 保 持	47
35 発電場所および事業場所への立入りによる業務の実施	48
36 託送供給にともなう協力	49
37 託送供給の停止	49
38 託送供給の停止の解除	51
39 託送供給の停止期間中の料金	52
40 違 約 金	52
41 損害賠償の免責	52
42 設 備 の 賠 償	53
契約の変更および終了	54
43 契 約 の 変 更	54

44	名義の変更	54
45	契約の廃止	54
46	供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および 工事費の精算	55
47	解 約	57
48	契約消滅後の債権債務関係	58
	 受電方法および供給方法ならびに工事	59
49	受電地点，供給地点および施設	59
50	架空引込線	60
51	地中引込線	61
52	接続引込線等	62
53	引込線の接続	62
54	計量器等の取付け	63
55	通信設備の施設	64
56	専用供給設備	64
	 工事費の負担	66
57	受電地点への供給設備の工事費負担金	66
58	受電用計量器等の工事費負担金	70
59	会社間連系設備の工事費負担金	70
60	供給地点への供給設備の工事費負担金	71
61	工事費負担金の申受けおよび精算	79
62	託送供給の開始に至らないで契約を廃止または 変更される場合の費用の申受け	81
63	工事費負担金契約書の作成	81

保	安	82
64	保安の責任	82
65	保安等に対する発電者および契約者の協力	82
附	則	84
別	表	88

総 則

1 適 用

当社が、特定電気事業の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給約款〔特定電気事業用〕(以下「この約款」といいます。)によります。

なお、当社が、当社以外の一般電気事業、特定規模電気事業または電気事業法第2条第1項第14号八にもとづき行なわれる特定規模需要に対する電気の供給の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、別に定める託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕によります。

また、この約款において託送供給とは、次の接続供給および振替供給をいいます。

(1) 接 続 供 給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県をいいます。)内の場所(会社間連系点を除きます。)において、契約者の特定電気事業の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

(2) 振 替 供 給

当社が、契約者から特定電気事業の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

2 託送供給約款の届出および変更

- (1) この約款は，電気事業法第24条の3第1項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金その他の供給条件は，変更後の託送供給約款〔特定電気事業用〕によります。

3 定 義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する特定電気事業者をいいます。

(2) 発 電 者

特定電気事業の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する当社以外の者をいいます。

(3) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(4) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(5) 受 電 地 点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点をいいます。

(6) 発 電 場 所

発電者が託送供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(7) 供 給 地 点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(8) 事 業 場 所

契約者が接続供給に係る電気を使用して特定電気事業を営む場所をい

います。

(9) 会社間連系点

当社以外の一般電気事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(10) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(11) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(12) 振替受電電力

振替供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(13) 振替受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(14) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(15) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(16) 振替供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

(17) 振替供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電

力量をいいます。

(18) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(19) 通 告 電 力 量

接続供給の場合は，会社間連系点において，当社が契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいい，振替供給の場合は，当社があらかじめ契約者に通知する振替受電電力量および振替供給電力量の計画値をいいます。

(20) 損 失 率

接続供給の場合で，受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(21) 契 約 電 力

契約者が契約上利用できる最大電力（キロワット）をいいます。この場合，契約電力とは，接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(22) 最 大 需 要 電 力

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。

(23) 契 約 振 替 供 給 電 力

契約者が契約上利用できる振替供給電力の最大値（キロワット）をいいます。

(24) 契 約 受 電 電 力

契約者が契約上利用できる受電地点における接続受電電力または振替受電電力の最大値（キロワット）をいいます。

(25) 定 期 検 査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(26) 定 期 補 修

一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(27) 給電指令

発電者の発電機の運用または契約者の電気の使用等について，系統運用上の制約その他によって必要な場合に，当社から行なう指令をいいます。

(28) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(29) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(30) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(31) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(32) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(33) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，

翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4 託送供給に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給の申込みおよび実施に際してえた情報については、託送供給を実施する目的以外に使用いたしません。

5 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

6 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、この約款の趣旨に則り、そのつど契約者と当社との協議により定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者と別途協議を行なうことがあります。

契約の申込み

7 契約の要件

契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 受電地点における受電電圧および供給地点における供給電圧がそれぞれ高圧または特別高圧であること。
- (2) 接続供給の場合、供給地点における接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であること。
- (3) 接続供給の場合、契約者が事業場所内の需要の変動に応じた電気の供給が可能であること。
- (4) 振替供給の場合、契約者が30（託送供給の実施）(2)リで定めた通告電力量に応じた電気の供給が可能であること。
- (5) 振替供給の場合、契約者が営む特定電気事業の用に供するための電気の供給であること。
- (6) 発電者および契約者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守し、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によること。
- (7) 発電者および契約者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- (8) 発電者および契約者が電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じること。また、発電者および契約者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにし、予備送電サービスの申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じること。

(9) 発電者がこの約款における発電者に係る事項を遵守すること。

8 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、託送供給の申込みをしていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者から特定電気事業の用に供する電気を受電するにあたり、供給設備の新たな施設または変更について検討（以下「受電側接続検討」といいます。）いたします。

なお、他の接続供給契約、振替供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者は、接続供給契約または振替供給契約の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 発電者の名称、発電場所および受電地点
- c 接続供給に必要な当社以外の一般電気事業者との振替供給契約等の内容または申込内容（発電設備が当社の供給区域外にある場合に限ります。）
- d 発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様
- e 接続受電電力の最大値および最小値
- f 受電地点における受電電圧
- g 発電場所における負荷設備および受電設備
- h 予備送電サービスの希望の有無
- i 接続供給の開始希望日

なお、受電地点が会社間連系点の場合には、b、d、f、gおよびhについては、省略することができます。

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 発電者の名称，発電場所および受電地点
- c 発電設備の発電方式，発電出力および系統安定上必要な仕様
- d 振替受電電力の最大値および最小値
- e 受電地点における受電電圧
- f 発電場所における負荷設備および受電設備
- g 予備送電サービスの希望の有無
- h 振替供給の開始希望日
- i 振替供給の希望契約期間

八 検討期間および検討料

(イ) 当社は、受電側接続検討の申込みをいただいた後、原則として3月以内に検討結果を契約者にお知らせいたします。

(ロ) 当社は、原則として、1受電地点1検討につき21万6千円を検討料として、受電側接続検討の申込み時に申し受けます。ただし、受電地点が会社間連系点の場合には、検討料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ 当社は、契約者が希望される場合に、契約者に特定電気事業の用に供する電気を供給するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。

(イ) 事業場所および供給地点

(ロ) 供給地点における供給電圧

(ハ) 契約電力

(ニ) 接続供給の開始希望日

八 当社は、供給側接続事前検討の申込みをいただいた後、原則として2週間以内に検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 契約の申込み

契約者は、(1)口および次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、接続供給契約または振替供給契約の申込みをしていただきます。この場合、発電者がこの約款に関する事項を遵守する旨の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただきます。

イ 接続供給の場合

(イ) 事業場所および供給地点

(ロ) 供給地点における供給電圧

(ハ) 事業場所における負荷設備、受電設備および発電設備

(ニ) 契約電力

(ホ) 契約受電電力

(ヘ) 希望される接続送電サービス料金の種別

(ト) 接続受電電力および接続供給電力の計画値

(チ) 連絡体制

なお、受電地点が会社間連系点の場合には、30（託送供給の実施）

(1)口に準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

ロ 振替供給の場合

(イ) 希望される契約振替供給電力

(ロ) 契約受電電力

(ハ) 振替受電電力の計画値

(ニ) 連絡体制

(ホ) 当社が特定電気事業の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般電気事業者との接続供給契約の内容または申込内容

なお、30(託送供給の実施)(2)口に準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

- (4) 契約者は、接続供給契約(受電地点に係る事項に限ります。)または振替供給契約の申込みについて、当日等の利用分および翌日等の利用分限り、(3)に定める申込書以外で当社が指定した方法によることができます。この場合、当該申込み方法による申込みに先だち、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施にともなって必要となる事項に関する契約(以下「基本契約」といいます。)を当社と締結していただきます。

なお、基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、当社は契約者との間で、基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

9 契約の成立、契約期間および契約振替供給電力

- (1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場

合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

□ 振替供給の場合

契約期間は、振替供給契約が成立した日から、契約者の申込みにもとづき、契約者と当社との協議により定めた日までいたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給の開始日から起算して1年未満とならないものいたします。

- (3) 契約振替供給電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値、発電設備の発電出力等を基準として、契約者と当社との協議によって定めず。
- (4) (2)および(3)の協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、契約期間および契約振替供給電力を制限していただくことがあります。

10 託送供給の開始

- (1) 当社は、接続供給契約または振替供給契約の申込みを承諾したときには、契約者と協議のうえ託送供給の開始日を定め、託送供給の準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給の開始日に託送供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者にお知らせし、あらためて契約者と協議のうえ、託送供給の開始日を定めて託送供給を開始いたします。

11 託送供給の準備その他必要な手続きのための協力

契約者および発電者は、当該託送供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等につい

て協力していただきます。

12 電気方式，電圧および周波数

(1) 受電電気方式および供給電気方式は，交流3相3線式とし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(2) 受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所における発電設備の最大出力，受電地点における契約受電電力（発電場所における発電設備，受電設備および負荷設備等にもとづき，受電地点ごとに，契約者と当社との協議によりあらかじめ定めます。）または予備送電サービス契約電力に応じて，次のとおりといたします。

イ 発電場所における発電設備の最大出力が2,000キロワット未満の場合
標準電圧6,000ボルトといたします。

ロ 発電場所における発電設備の最大出力が2,000キロワット以上の場合

契約受電電力または予備送電サービス契約電力	10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト

(3) 供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，供給地点における接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力に応じて，次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 100,000ボルト

- (4) 受電電圧および供給電圧については、発電者もしくは契約者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、(2)または(3)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で受電または供給することがあります。

13 発電場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1発電場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

- (2) 隣接する複数の(1)に定める構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、1発電場所は、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に該当するものを除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所といたします。

14 供給および契約の単位

- (1) 当社は、特別の事情がない限り、1発電場所または1事業場所につき、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ないます。
- (2) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電場所および1事業場所について、1接続供給契約を結びます。この場合、1事業場所は1接続供給契約に属するものとしていたします。
- (3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所および1供給地点（当社以外の一般電気事業者との接続供給契約ごとに1

供給地点とみなします。) について， 1 振替供給契約を結びます。

15 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情，料金の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約または振替供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，契約者にその理由をお知らせいたします。

16 契約書の作成

当社は契約者との間で，原則として託送供給の開始前に，託送供給に関する必要な事項について，接続供給契約書または振替供給契約書を作成いたします。

料 金

17 料 金

料金は、18（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、19（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金および20（負荷変動対応電力）によって算定された負荷変動対応電力料金の合計といたします。

18 接続送電サービス

(1) 適 用 範 囲

接続供給により、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は、次によって定めます。

イ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを利用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 事業場所における受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の

最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 事業場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、事業場所における負荷設備および受電設備の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 事業場所における負荷設備または受電設備を変更される場合は、43（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。
- (ハ) 当社の供給設備を利用される期間が1年未満となることが明らかで、適当と認められるときの接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、事業場所において使用される負荷設備および受電

設備の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定め
ます。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワッ
ト以上のときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、1年を通じての最大の負荷、事業場
所において使用される負荷設備および受電設備の内容等を基準として、
契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを利用される場合等で、接続供給の
開始日からの1年を通じての最大の負荷で契約することが適当でない
と認められるときは、接続供給の開始日から1年間に限り、段階的に
接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。

ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点の最大
需要電力が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約
電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送
電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

二 事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修
または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を
行なう場合の接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわ
らず、当該不足電力の補給以外の供給分につき、イ、ロまたはハに準
じて定めた値に、原則として、当該不足電力の補給の供給分につき、
事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の容量を基準と
して契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたしま
す。

また、当該不足電力の補給以外の供給分について、イ(イ)に準ずる場
合で、事業場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、
43(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、当社は、必要に応じて、事業場所において特定電気事業の用

に供する発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、接続送電サービス料金の種別および供給電圧に応じて算定された基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、八によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、受電地点が、福岡県（会社間連系点を含みます。）、熊本県および宮崎県（以下「近接性評価地域」といいます。）内にある場合の接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計から二によって算定された近接性評価割引額を差し引いたものといたします。

イ 標準接続送電サービス料金

(1) 高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあ

てるための電気を使用しなかった期間を上回らないときは，その期間における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用は，前月における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	432円00銭
-----------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円54銭
------------	-------

(ロ) 特別高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該不足電力の補給分に相当する基本料金は，半額といたします。

なお，その1月に前月から継続して事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査，補修または事故により生じた

不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用は、前月における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	399円60銭
-----------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円23銭
------------	-------

□ 時間帯別接続送電サービス料金

(1) 高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不

足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用は、前月における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	4 3 2 円 0 0 銭
-----------------------	---------------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1 キロワット時につき	2 円 8 3 銭
-------------	-----------

(b) 夜間時間

1 キロワット時につき	2 円 1 7 銭
-------------	-----------

(ロ) 特別高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用は、前月における事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	399円60銭
-----------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1 キロワット時につき	1 円 3 4 銭
-------------	-----------

(b) 夜間時間

1 キロワット時につき	1 円 1 0 銭
-------------	-----------

八 力率割引および割増し

- (イ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表2（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金（(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金（(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該不足電力の補給以

外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

二 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、接続供給の場合で、近接性評価地域内の受電地点において当社が受電した30分ごとの電力量(近接性評価地域内に受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。)のうち、その30分の接続対象電力量を上回らないもののその1月の合計値について、次によって算定された金額といたします。

1 キロワット時につき	13 銭
-------------	------

ホ そ の 他

- (イ) 時間帯別接続送電サービス料金の適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービス料金を適用いたしません。
- (ロ) 時間帯別接続送電サービス料金から標準接続送電サービス料金に変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービス料金を適用いたしません。
- (ハ) (2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
- (4) 1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合の取扱い
事業場所において昼間時間から夜間時間への負荷移行が行なわれた結果、1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合で、契約者

と当社との協議が整ったときの各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の算式によって算定された金額といたします。この場合、ピークシフト電力はロによって算定された値といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額 = 次に定める割引単価 × ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	3 6 7 円 2 0 銭
	特別高圧で供給する場合	3 4 0 円 2 0 銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、事業場所における負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、接続送電サービス契約電力から1年を通じての昼間時間における供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議により定めます。

なお、各月の昼間時間における供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、すでに適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の

料金に加算したものをその月の料金として算定いたします。

19 予備送電サービス

(1) 適用範囲

契約者が受電地点ごとおよび供給地点に予備電線路の利用を希望される場合に適用いたします。

イ 予備送電サービス A

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービス B

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点ごとおよび供給地点に定めるものとし、受電地点においては当該受電地点の契約受電電力の値、供給地点においては接続送電サービス契約電力の値（事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を行なう場合は、原則として、当該不足電力の補給の供給分の値を除きます。）といたします。ただし、特別の事情がある場合は、予備送電サービス契約電力は、契約者と当社との協議により受電地点および供給地点に定めず。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点について、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電

力量は、接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスBを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするための損失補正率で修正したものといたします。

イ 予備送電サービスA

予備送電サービス契約電力1キロワットにつき	高圧で供給する場合	75円60銭
	特別高圧で供給する場合	64円80銭

ロ 予備送電サービスB

予備送電サービス契約電力1キロワットにつき	高圧で供給する場合	97円20銭
	特別高圧で供給する場合	108円00銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、18（接続送電サービス）(3)ハの力率割引および割増しの適用上、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気は、原則として接続送電サービスによって使用した電気とみなします。

(5) そ の 他

イ 受電地点の予備送電サービスは、他の接続供給契約、振替供給契約等と共用することができます。

□ 契約者が希望される場合は，1 受電地点ごとまたは1 供給地点に予備送電サービスAと予備送電サービスBとをあわせて利用することができます。

20 負荷変動対応電力

(1) 適用

30分ごとの接続受電電力量が，その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。ただし，その30分において31（給電指令の実施等）(3)または(4)により補給される電気を使用された場合には適用いたしません。

(2) 負荷変動対応電力料金

負荷変動対応電力料金は，(3)八によって算定された変動範囲内電力料金および(4)ロによって算定された変動範囲超過電力料金の合計といたします。

(3) 変動範囲内電力

イ 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が，その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち，ロに定める変動範囲内基準電力量以内のものの補給にあてるための電気に適用いたします。

ロ 変動範囲内基準電力量

変動範囲内基準電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値の3パーセント相当を2で除した値といたします。ただし，18（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（18〔接続送電サービス〕(2)二で事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の補給以外の供給分について，18〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める供給地点を含みます。）で，前

月の接続送電サービス契約電力が当月の接続送電サービス契約電力を上回る場合（18〔接続送電サービス〕(2)イ(イ) c により接続送電サービス契約電力を契約者との協議にもとづき減少したその1月の減少された日以降の期間を除きます。）は、次の式の接続送電サービス契約電力は前月の接続送電サービス契約電力といたします。

$$\text{接続送電サービス契約電力} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}} \quad (\text{25〔損失率〕に定める損失率})$$

八 変動範囲内電力料金

変動範囲内電力料金は、(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範囲内基準電力量以内のものその1月の合計値によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 キロワット時につき	1 2 円 2 1 銭
-------------	-------------

(4) 変動範囲超過電力

イ 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量をこえるものの補給にあてるための電気に適用いたします。

ロ 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範囲内基準電力量をこえるものその1月の時間帯別の合計値によっ

て算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	49円01銭	36円22銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	21円51銭
------------	--------

料金の算定および支払い

21 料金の適用開始の時期

料金は、接続供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。ただし、接続供給の準備の着手前に接続供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者もしくは発電者のいずれの責めともならない理由によって接続供給が開始されない場合は、あらためて契約者と当社との協議により定められた接続供給の開始日から適用いたします。

22 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給を開始し、または接続供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

23 計 量

- (1) 当社は、原則として、接続受電電力量および振替受電電力量は受電地点に取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量および最大需要電力は供給地点に取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 振替供給電力量は、30（託送供給の実施）(2)りで定めたその30分の供給地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）といたします。
- (3) 受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を30（託送供給の実施）によりあらかじめ定められたその30分の電力量の計画値およ

び仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、24（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

- (4) 料金の算定期間の計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者にお知らせいたします。

24 電力および電力量の算定

(1) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、受電地点で計量された電力量（通告電力量を接続受電電力量とするものについては、その30分の通告電力量とし、通告変更が行なわれた場合は変更後のものといたします。）の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(2) 接続受電電力量

30分ごとの接続受電電力量は、受電地点で計量された電力量（通告電力量を受電電力量とするものについては、その30分の通告電力量とし、通告変更が行なわれた場合は変更後のものといたします。また、受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。なお、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、8〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値を加えたものとみなします。）といたします。ただし、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）が、その30分の接続対象電力量を上回る場合は、その30分の接続対象電力量の値を、その30分の接続受電電力量といたします。

(3) 振替受電電力

振替受電電力は，振替供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに算定いたします。

(4) 振替受電電力量

30分ごとの振替受電電力量は，受電地点で計量された電力量といたします。ただし，30分ごとの受電地点で計量された電力量が，30（託送供給の実施）(2)りで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を上回り，または下回る場合は，その30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）の値を，その30分の振替受電電力量といたします。

- (5) 30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。また，当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で，8〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき，あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは，当該電力量の値を加えたものとみなします。）が，30（託送供給の実施）(2)りで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。また，受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）を下回る場合に生じた特定電気事業の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電力量の取扱いについては，別に定める振替供給補給電力要綱によります。

(6) 接続供給電力

接続供給電力は，(7)の接続供給電力量の値を2倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(7) 接続供給電力量

30分ごとの接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電

サービスBを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするための損失補正率で修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

なお、18（接続送電サービス）(3)口に定める時間帯別接続送電サービス料金を適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

(8) 振替供給電力

振替供給電力は、(9)の振替供給電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(9) 振替供給電力量

振替供給電力量は、30（託送供給の実施）(2)りで定めたその30分の供給地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}} \quad (\text{25〔損失率〕に定める損失率})$$

(11) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者と当社との協議により定めます。

(12) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合または電力量の算定に計量値等を用いることが適当でない場合には、電力量または最大需要電力は契約者と当社との協議により定めます。

25 損 失 率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	3.3パーセント
特別高圧で供給する場合	1.2パーセント

26 料 金 の 算 定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 接続供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または接続供給契約が消滅した場合

ロ 接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

(2) 当社は、(1)イまたはロの場合は、基本料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の算式によって日割計算をいたします。

イ 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

27 支払義務の発生および支払期日

- (1) 契約者の料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月 1 日に発生いたします。ただし、接続供給契約が消滅した場合は消滅日、24（電力および電力量の算定）⁽¹²⁾の場合は、料金の算定期間の電力量または最大需要電力を協議により定めた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

28 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

29 保 証 金

(1) 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または接続供給の継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

(3) 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または契約者が支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息を契約者の支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金について、年0.2パーセントの利息を付します。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

託 送 供 給

30 託送供給の実施

(1) 接続供給の場合

- イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）と、接続対象電力量が30分ごとに一致するように調整していただきます。
- ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、発電計画、需給計画および連系線等利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を文書により当社に通知していただきます。この場合、原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表4（発電計画）、需給計画の通知の期限および通知の内容は別表5（需給計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表6（連系線等利用計画）のとおりといたします。
- ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに当社に通知していただきます。
- ニ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知とあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。
- ホ 契約者がロもしくはハで通知した計画またはニで通知した順位を変更する必要がある場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表4（発電計画）および別表6（連系線等利用計画）に定める翌日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことがで

きます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

へ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、31（給電指令の実施等）および65（保安等に対する発電者および契約者の協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者および発電者と別途申合書を必要に応じて作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量と、リで定めた受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）が30分ごとに一致するように調整していただきます。

また、30分ごとの振替供給電力は、原則として、1,000キロワット単位となるように調整していただきます。

ロ 契約者は振替供給の実施に先だち、発電計画および連系線等利用計画を文書により当社に通知していただきます。この場合、原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表4（発電計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表6（連系線等利用計画）のとおりといたします。

ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

ニ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知とあわ

せて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。

ホ 契約者がロもしくはハで通知した計画またはニで通知した順位を変更する必要がある場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ 契約者がロ、ハまたはホにより当社に通知した連系線等利用計画の値が、それ以前に当社に通知した連系線等利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況により、当該計画を変更していただくことがあります。

ト 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、31（給電指令の実施等）および65（保安等に対する発電者および契約者の協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者および発電者と別途申合書を必要に応じて作成いたします。

リ 契約者からの別表4（発電計画）および別表6（連系線等利用計画）に示す翌日計画の通知およびトにもとづき、当社は、30分ごとの振替受電電力量および振替供給電力量の計画値を決定し、原則として、振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知（この振替受電電力量および振替供給電力量の計画値を「通告電力量」といいます。）いたします。

ヌ 契約者または当社が、それぞれ予測しがたい事由により通告電力量を変更する必要がある場合には、すみやかに相手方に通知し、通告電力量を変更するものいたします。また、この場合、契約者は、ニもあわせて通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表4（発電計画）および別表6（連系線等利用計画）に定める翌日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ル 会社間連系点等の託送可能量が、系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者が連系線等利用計画の値を減少することにともない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

31 給電指令の実施等

- (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、30（託送供給の実施）(1)へまたは(2)トにかかわらず、発電者に定期検査および定期補修の時期を変更していただくことがあります。
 - (2) 当社は、次の場合には、契約者または発電者に給電指令を行ない、発電者の発電または契約者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または契約者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給の全部もしくは一部を中止することがあります。この場合、当社は、必要に応じて、契約者または発電者にお知らせいたします。
- イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工

事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し，当社の電源等による対策の実施にもかかわらず，原子力発電または水力発電等を抑制する必要性が生じた場合

ニ 振替供給の場合，当社が一般の需要に応じて行なう電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき

ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

- (3) 当社は，接続供給において，会社間連系点を受電地点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は，当日および翌日といたします。）に当該振替供給等の全部または一部が中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が，系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにもなう場合に限ります。）は，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該給電指令等の当日（当該給電指令等が午後5時以降の場合は，当日および翌日といたします。）の間，これにより生じた特定電気事業の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

なお，この場合の料金その他の供給条件については，別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

- (4) 当社は，接続供給において，(2)イ，ロ，ハまたはホの場合で，給電指令等により，その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は，当日および翌日といたします。）に発電者の発電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた特定電気事業の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

なお，この場合の料金その他の供給条件については，別に定める給電

指令時補給電力要綱によります。

- (5) 当社は、(2)イ、ロ、ハまたはホによって、契約者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者または発電者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2

パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 接続供給電力を制限した場合

$$H = H \times \frac{D - d}{D}$$

H = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H = H \times \frac{A - B}{A}$$

H = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（事業場所における平常時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。）

B = 制限時間中の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

- (6) (5)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (7) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(5)および(6)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

32 適正契約の保持等

- (1) 当社は、契約者が契約電力をこえて当社の供給設備または電気を使用される等契約者との接続供給契約または振替供給契約が使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- (2) 当社は、契約者が契約受電電力をこえて当社の供給設備を使用される場合には、すみやかに契約受電電力を適正なものに変更していただきます。
- (3) 当社は、契約者が変動範囲内基準電力量をこえて負荷変動対応電力を頻繁に使用される場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不相当と認められる場合には、すみやかに使用状態を適正なものに修正していただきます。
- (4) 当社は、契約者が30（託送供給の実施）(2)イにかかわらず、受電地点において、30（託送供給の実施）(2)リで定めた受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）と著しく異なる電力量を当社に供給される場合には、受電地点において当社に供給する電力量を適正なものに調整していただきます。

33 契約超過金

- (1) 18(接続送電サービス)(2)ロまたは二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社の供給設備を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に接続送電サービスについては該当基本料金率、予備送電サービスについては該当料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの(予備送電サービス契約電力をこえて当社の供給設備を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。)の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を申し受けます。

34 力率の保持

- (1) 接続供給における供給地点の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率とならないようにしていただきます。また、契約者の負担で適当な調整装置を事業場所に施設していただくことがあります。

(2) 当社は、技術上必要がある場合は、供給地点において、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議により定めます。

35 発電場所および事業場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または契約者の承諾をえて事業場所内の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または契約者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点もしくは供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 65（保安等に対する発電者および契約者の協力）によって必要な発電者の電気工作物または事業場所内の電気工作物（当社の電気工作物を除きます。）の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なら、発電者の電気工作物もしくは事業場所内の電気工作物（当社の電気工作物を除きます。）の確認もしくは検査または発電者もしくは契約者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量値の確認
- (5) 37（託送供給の停止）、45（契約の廃止）または47（解約）により必要な処置
- (6) その他この約款によって、接続供給契約または振替供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要なら業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

36 託送供給にともなう協力

発電者または契約者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所内または事業場所内に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- (1) 負荷または発電設備の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷または発電設備の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷または発電設備の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合

37 託送供給の停止

- (1) 契約者または発電者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

イ 契約者または発電者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内または事業場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 53（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線と発電者の電気設備または契約者の電気設備との接続を行なった場合

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

なお、この場合には、託送供給の停止の5日前までに契約者に予告いたします。

- イ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ロ 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ 接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）または振替供給契約（既に消滅しているものを含みます。）に関連して適用される振替供給補給電力要綱，変更賦課金要綱および給電指令時補給電力要綱等によって発生した債務を履行しない場合
- (3) 契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給を停止することがあります。
- イ 契約者または発電者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の供給設備を使用し，または電気を使用された場合
 - ハ 7（契約の要件）を欠くに至った場合
 - ニ 35（発電場所および事業場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 36（託送供給にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) 契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者にその改善を求めた場合で，32（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な

使用状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ハ 変動範囲内基準電力量をこえて負荷変動対応電力を頻繁に使用される場合

ニ 接続受電電力または振替受電電力が契約受電電力をこえる場合

ホ 振替供給電力が契約振替供給電力を継続して下回る場合

ヘ 振替供給の場合で、受電地点において、頻繁に通告電力量と著しく相違する電力量を当社に供給されるとき

(5) 契約者または発電者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

(6) (1)から(5)によって当該託送供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは契約者の電気設備において、託送供給の停止のために適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者または契約者に協力していただきます。

38 託送供給の停止の解除

37（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合で、契約者および発電者がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに当該託送供給を再開いたします。

39 託送供給の停止期間中の料金

37（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を26（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

40 違 約 金

(1) 契約者または発電者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

イ 1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 37（託送供給の停止）(3)ロに該当する場合

(2) (1)の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

41 損害賠償の免責

(1) 10（託送供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた託送供給の開始日に託送供給を開始できなかった場合には，当社は，契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

(2) 31（給電指令の実施等）によって発電者の発電または契約者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，当社は，契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし，当社の責めとなる理由による場合は，この限りではありません。

(3) 契約者および発電者が7（契約の要件）(8)による措置を講じなかった

ことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。

- (4) 37（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合または47（解約）によって接続供給契約または振替供給契約を解約した場合には、当社は、契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、その他の事故によって契約者または発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

42 設 備 の 賠 償

契約者または発電者が故意または過失によって、発電場所内または事業場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を契約者に賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修 理 費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費の合計額

契約の変更および終了

43 契約の変更

接続供給契約または振替供給契約の内容に変更が生ずる場合は、（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合に準じ、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

44 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する接続供給契約または振替供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

45 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を廃止しようとする場合は、契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に文書により申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは契約者の電気設備において、託送供給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じて発電者または契約者に協力していただきます。

(2) 接続供給契約および振替供給契約は、47（解約）および次の場合を除き、契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約または振替供給契約が消滅したものと

たします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約および振替供給契約は託送供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものとしたします。

46 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約または振替供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

なお、この場合は、受電地点ごとまたは供給地点で精算するものとしたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約者が接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって新たに設定された契約電力または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセント割増ししたものを適用いたします。

なお、増加後に消滅させる場合は、それぞれの接続供給電力量は、増加契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。

また、工事費については、新たに施設された当社の供給設備（高圧で受電または供給する場合で、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分を除きます。）の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額（特別高圧で供給する場合で、60〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕

(1)ロ(ロ)の施設後3年以内の供給側接続設備については、60〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)ロ(イ)aに定める工事費単価により算定された工事費を加えたものといたします。)と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(ロ) 契約者が接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって減少契約電力分につき該当料金の20パーセント割増ししたものを適用いたします。この場合には、それぞれの接続供給電力量は、減少契約電力分と残余分の比で分したものといたします。

また、工事費については、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力の減少に見合う部分について、(イ)に準じて精算いたします。

(ハ) 18(接続送電サービス)(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点(18〔接続送電サービス〕(2)二で事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給以外の供給分について、18〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて値を定める供給地点を含みます。)において、事業場所における受電設備を新たに設定し、または事業場所における受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで接続供給契約を廃止し、または18(接続送電サービス)(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少されるときは、(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定された日は、事業場所における受電設備を新たに設定された日とし、接続送電サービス契約電力を増加された日は、事業場所における受電設備の総容量を増加された日とし、

接続送電サービス契約電力を減少される日は、18（接続送電サービス）(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとする日といたします。

□ 振替供給の場合

- (イ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合で、新たに施設された当社の供給設備を撤去するときには、当社は、撤去に要する諸工費（諸掛りを含みます。）から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
 - (ロ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
- (2) 発電者または契約者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。
- なお、接続供給契約または振替供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算いたします。

47 解 約

37（託送供給の停止）によって託送供給を停止された契約者または発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は当該接続供給契約または振替供給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

48 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約または振替供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約または振替供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

受電方法および供給方法ならびに工事

49 受電地点，供給地点および施設

(1) 受電地点

- イ 受電地点は，当社の電線路または引込線と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の発電設備が当社の供給区域外にあって，当社以外の一般電気事業者による振替供給を利用される場合の受電地点は会社間連系点といたします。
- ロ 受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議により定めます。ただし，山間地，離島等の特殊な発電場所から電気を受電する場合，51（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合，その他特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(2) 供給地点

イ 接続供給の場合

- (イ) 供給地点は，当社の電線路または引込線と契約者の電気設備との接続点といたします。
- (ロ) 供給地点は，事業場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議により定めます。ただし，山間地，離島等の特殊な事業場所に対して電気を供給する場合，51（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合，その他特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議により，事業場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

ロ 振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

- (3) 受電地点および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または契約者（共同引込みにより電気を受電または供給する複数の発電者または契約者を含みます。）のみのために発電者または事業場所内の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または契約者から無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)により発電者または事業場所内の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または事業場所内の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものいたします。

50 架空引込線

- (1) 当社の電線路と発電者または契約者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点または契約者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者と当社との協議により定めます。
- (3) 引込線を取り付けるため発電場所内または事業場所内に設置する補助支持物は，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。

51 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路と発電者または契約者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたは口の最も当社供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者または契約者が発電場所内または事業場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

口 当社が施設する接続装置の接続点

なお、当社は、発電者または事業場所内の土地または建物に接続装置を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる場所とし、契約者と当社との協議により定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または事業場所内の地中引込線は、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。

(3) 当社の電線路と発電者または契約者の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等発電者または事業場所内の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ 発電者または事業場所内の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたは口に準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者の希望

によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行いません。この場合，当社は，57（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または60（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

52 接続引込線等

当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，接続引込線（1 発電場所または1事業場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の事業場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の発電場所または事業場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。）によって当社の電線路と発電者または契約者の電気設備との接続をすることがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または事業場所内の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または契約者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

53 引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または契約者の電気設備との接続は，当社が行いません。

なお，契約者の希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）およびこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。

54 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，次のとおりといたします。
 - イ 接続供給電力量および最大需要電力の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。
 - ロ 接続受電電力量および振替受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は58（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。
- (2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，契約者と当社との協議により定めます。
- (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または契約者から無償で提供していただきます。また，(1)イにより契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には，当社は，実費を申し受けます。
- (5) 法令により接続受電電力量および振替受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り替える場合は，当社は，実費を申し受けます。

55 通信設備の施設

給電指令上必要な通信設備（電力保安通信用電話設備，給電情報伝送装置および保護用信号端局装置等をいいます。）については，次のとおりといたします。

- (1) 当社の通信設備と契約者の通信設備との接続点は，発電場所内または事業場所内の地点とし，当社の通信設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議により定めます。ただし，山間地，離島等の場合，その他特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議により，発電場所または事業場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。
- (2) (1)の接続点から契約者側の通信設備は，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。

なお，この場合の通信設備は当社の指定する仕様としていただきます。

- (3) (1)の接続点から当社側の通信設備は，当社の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，通信設備の施設場所は，発電者または契約者から無償で提供していただきます。

- (4) 契約者の希望によって当社の通信設備の位置変更工事をする場合（一時的に取り外し，同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には，当社は，実費を申し受けます。

56 専用供給設備

- (1) 当社は，次の場合には，契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については57（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については60（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者がとくに希望され、かつ、他の発電者からの受電および一般の需要への供給に支障がないと認められる場合

ロ 36（託送供給にともなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは契約者の施設の保安上の理由、または発電場所、事業場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（その変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位の電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電圧の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)および（工事費の負担）の各項において、開閉所は、変電所とみなします。

(4) (1)、(2)および（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

工事費の負担

57 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を新たに施設するときは、当社は、別表3（標準設計基準）に定める標準設計基準による設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として申し受けます。

ロ （工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する

場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合
- b 架空受電側接続設備によって受電できるにもかかわらず、地中受電側接続設備を施設する場合
- c 標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合
- d その他標準設計をこえる設計で受電に必要な供給設備を施設する場合

また、この場合も(1)の工事費負担金を申し受けます。

- (ロ) 56(専用供給設備)によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、56(専用供給設備)(2)によるものといたします。

- 受電地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、56(専用供給設備)(2)によるものといたします。

- (3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないうで、契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、53(引込線の接続)、54(計量器等の取付け)または55(通信設備の施設)によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

- 36(託送供給にともなう協力)によって受電地点への供給設備を新

たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(4) 工事費の算定

(1)、(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

(イ) 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

(ロ) 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ) 諸掛りは、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含み、次により算定いたします。

a 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

b 架空電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

c 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

d 建設分担関連費は、工事期間が12月以上を要し、かつ、工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

(ニ) 撤去工事がある場合は、(イ)により算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

なお、(2)イ(イ)の標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、施設後3年以内の供給設備を受電側接続設備として利用するときは、新たに利用する部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

なお、この場合における施設後3年以内とは、その受電側接続設備について法令に定められた検査を要する場合は、その設備の検査合格の日（仮合格の場合は仮合格の日といたします。）、その他の場合はその設備の使用開始の日から3年目の同月同日の前日までの期間をいいます。

(5) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、次の場合を除き、受電地点ごとに、接続供給契約または振替供給契約ごとに算定いたします。

イ 契約者が、1発電場所において、接続供給契約と振替供給契約とを

あわせて契約される場合，または2以上の接続供給契約もしくは2以上の振替供給契約を契約される場合の工事費負担金は，当該2以上の契約を1の契約とみなして算定いたします。この場合，工事費負担金の算定上，当該2以上の契約により同時に受電する最大電力を契約受電電力とみなします。

□ 2以上の契約者が受電側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は次によります。

(イ) 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または2以上の契約者のうち1の契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の契約者による1申込みとみなして算定いたします。

(ロ) 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，契約者ごとに算定いたします。この場合，契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分したものといたします。

58 受電用計量器等の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときは，当社は，その工事に要した費用の全額を工事費負担金として申し受けます。

59 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力もしくは契約振替供給電力を増加され，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設する場合は，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事

の内容，接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

60 供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ 高圧で供給する場合

- (イ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,676円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

- (ロ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は，次により算定いたします。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工

事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

- b 架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長 = 架空供給側接続設備の
工事こう長 - (地中供給側接続設備の無償こう長 - 地中供給側接続設備の工事こう長)

× 架空供給側接続設備の無償こう長
地中供給側接続設備の無償こう長

ロ 特別高圧で供給する場合

- (イ) 契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について a により算定される工事費が b の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として申し受けます。

a 工 事 費

- (a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新 増 加 接 続 送 電 サ ー ビ ス 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 20,000ボルトで 供給する場合	5 4 0 円 0 0 銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給する場合	1 7 2 円 8 0 銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給する場合	1 0 8 円 0 0 銭

なお，標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で，支持

物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長 100メートル当たり)

新 増 加 接 続 送 電 サ ー ビ ス 契 約 電 力 1 キ ロ ワ ッ ト に つ き	標準電圧 20,000ボルトで 供給する場合	6 5 8 円 8 0 銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給する場合	5 2 9 円 2 0 銭
	標準電圧 100,000ボルトで 供給する場合	3 2 4 円 0 0 銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，60,000ボルトまたは100,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，(b)にかかわらず，次の算式によって算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術上，経済上必要と認めた場合に，原則として3回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

$$(b) \text{の工事費単価} \times \{100\% - \text{セント} + 20\% - \text{セント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------	-----------

(ロ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、施設後3年以内の供給側接続設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合における施設後3年以内とは、その供給側接続設備について法令に定められた検査を要する場合は、その設備の検査合格の日（仮合格の場合は仮合格の日といたします。）、その他の場合はその設備の使用開始の日から3年目の同月同日の前日までの期間をいいます。

八 この(1)の工事費負担金を算定する場合の接続送電サービス契約電力には、事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

二 （工事費の負担）の各項において、供給側接続設備とは、供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

ホ 18（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合（18〔接続送電サービス〕(2)二で事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給以外の供給分について、18〔接続送電サービス〕(2)イ

(イ)に準じて値を定める場合を含みます。)には、(工事費の負担)の各項において、接続送電サービス契約電力を増加される場合とは、事業場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

へ 工事こう長の単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

a 標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合

b 架空供給側接続設備によって供給できるにもかかわらず、地中供給側接続設備を施設する場合

c 標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合

d その他標準設計をこえる設計で供給に必要な供給地点への供給設備を施設する場合

また、この場合も(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 56(専用供給設備)によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、56

(専用供給設備)(2)によるものといたします。

- ロ 18(接続送電サービス)(2)により接続送電サービス契約電力を定める供給地点において事業場所において特定電気事業の用に供する発電設備の検査,補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で,これにともない新たに予備供給設備を施設するときには,当社は,その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお,この場合には,工事費負担金の対象となる供給設備は,供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし,予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は,56(専用供給設備)(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで,契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合(新たに接続供給を開始される場合で,当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され,かつ,下位の供給電圧に変更されるときを含みます。)は,53(引込線の接続),54(計量器等の取付け)または55(通信設備の施設)によって実費を申し受ける場合を除き,当社は,その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

- ロ 36(託送供給にともなう協力)によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には,当社は,その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は,次により算定いたします。

- イ 工事費は,契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される

場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

(イ) 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

(ロ) 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ) 諸掛りは，測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含み，次により算定いたします。

a 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額をいいます。）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが，登録税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

b 架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

c 補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

d 建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

(ニ) 撤去工事がある場合は，(イ)により算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

なお、(2)イ(イ)の標準設計工事費をこえる金額は、実際工事費から標準設計工事費を差し引いたものといたします。

ハ (2)イ(イ)の場合で、その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額または(1)ロ(イ) a に定める工事費単価にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額または(1)ロ(イ) a に定める工事費単価にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ 施設後3年以内の供給側接続設備を利用して当社が特別高圧で供給する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ) a に準じて算定いたします。

ヘ (2)ロの場合で、その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額または(1)ロ(イ) a に定める工事費単価および(1)ロ(ロ)によって算定することが適当と認められる場合は、イおよびロにかかわらず、その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額また

は(1)ロ(イ) a に定める工事費単価および(1)ロ(ロ)によって算定いたします。
この場合、超過こう長 1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全こう長に適用して工事費を算定いたします。

なお、19(予備送電サービス)によって当社が供給する場合(特別高圧で供給する場合に限ります。)で、供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)と予備供給設備とを同一支持物に同時に施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ(イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

61 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するもの
といたします。

イ 60(供給地点への供給設備の工事費負担金)(1)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 57(受電地点への供給設備の工事費負担金)(1)、57(受電地点への供給設備の工事費負担金)(2)、57(受電地点への供給設備の工事費負担金)(3)、60(供給地点への供給設備の工事費負担金)(2)(60〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額または60〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)ロ(イ) a に定める工事費単価および60〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)ロ(ロ)にもとづいて算定する場合は、イに準ずるもの
といたします。)および60(供給地点への供給設備の工事費負担金)(3)に

もとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 高圧で受電または供給する場合

- a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
- c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則として、すべての工事について工事完成後すみやかに精算いたします。

- (3) 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備の全部または一部を他の契約者と共用する受電側接続設備として利用することがあります。

なお、当社が特別高圧で受電する電気について、その利用が供給設備を施設してから3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備を施設したときにさかのぼって2以上の契約者が共用する受電側接続設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

- (4) 当社は、契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

62 託送供給の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

託送供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、契約者または発電者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、調達した資材等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

63 工事費負担金契約書の作成

当社は、契約者との間で、工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成いたします。

なお、工事費負担金契約の締結は、工事着手前に行ないます。

保 安

64 保安の責任

当社は、受電地点および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所および事業場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対する発電者および契約者の協力

(1) 次の場合には、発電者または契約者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ 発電者または契約者が、引込線、計量器等その発電場所および事業場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者または契約者が、発電者の電気工作物または事業場所内の電気工作物（当社の電気工作物を除きます。）に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または契約者が当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または契約者にその内容の変更をしていただくことがあります。

- (3) 当社は、託送供給の開始に先だち、受電電力または供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、必要に応じて、発電者および契約者と協議を行ないます。

附

則

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は，平成26年4月1日から実施いたします。

2 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続受電電力量，振替受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力は，23（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，接続受電電力量，振替受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力は，計量された接続受電電力量，振替受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失補正率によって修正したものといたします。

3 受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず標準電圧3,000ボルトで受電または供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で受電または供給する場合に準ずるものといたします。

4 発電場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 13（発電場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または13（発電場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において，口に定める特例設備を新たに使用する際に，口に定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」とい

います。)の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、13(発電場所)にかかわらず、当分の間、1原需要場所等につき、口(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所といたします。

(イ) 特例区域等に口に定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、口(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)において口(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者の承諾をえていること。

a 非特例区域等について、13(発電場所)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、35(発電場所および事業場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、35(発電場所および事業場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等の発電者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

口 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等の契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、57（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、（工事費の負担）の適用については、57（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものいたします。

5 損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、31（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕第6条第3号二において特定供給者が補償を求めることができる」とされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、41（損害賠償の免責）(2)にかかわらず、契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号二に定める額を限度として、補償するものいたします。

なお、当社は、同一の原因により契約者または発電者の受けた当該損害

について，賠償の責めを負いません。

6 この約款の実施にともなう切替措置

（工事費の負担）に定める工事費負担金等については，当該接続供給または振替供給の開始日（57〔受電地点への供給設備の工事費負担金〕(3)または60〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(3)の場合は，工事完成日といたします。）が平成26年4月1日以降であるものから，この約款を適用いたします。

別 表

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times \quad$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1490$$

$$= 0.2575$$

$$= 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される負荷変動対応電力に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の20（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭1厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。

2 平均力率の算定

平均力率は、無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は、小数点以下第 5 位で四捨五入いたします。）に応じて、次のとおりといたします。この場合、有効電力量および無効電力量の計量については、23（計量）に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、23（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの損失補正率によって修正したものといたします。

なお、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

無効電力量 / 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 / 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
0.0000	0.1004	1 0 0	1.0061	1.0345	7 0
0.1005	0.1752	9 9	1.0346	1.0636	6 9
0.1753	0.2279	9 8	1.0637	1.0931	6 8
0.2280	0.2718	9 7	1.0932	1.1231	6 7
0.2719	0.3106	9 6	1.1232	1.1536	6 6
0.3107	0.3461	9 5	1.1537	1.1848	6 5
0.3462	0.3793	9 4	1.1849	1.2166	6 4
0.3794	0.4108	9 3	1.2167	1.2490	6 3
0.4109	0.4409	9 2	1.2491	1.2822	6 2
0.4410	0.4701	9 1	1.2823	1.3161	6 1
0.4702	0.4984	9 0	1.3162	1.3508	6 0
0.4985	0.5261	8 9	1.3509	1.3864	5 9
0.5262	0.5533	8 8	1.3865	1.4229	5 8
0.5534	0.5801	8 7	1.4230	1.4603	5 7
0.5802	0.6066	8 6	1.4604	1.4988	5 6
0.6067	0.6329	8 5	1.4989	1.5384	5 5
0.6330	0.6590	8 4	1.5385	1.5792	5 4
0.6591	0.6850	8 3	1.5793	1.6211	5 3
0.6851	0.7110	8 2	1.6212	1.6644	5 2
0.7111	0.7370	8 1	1.6645	1.7091	5 1
0.7371	0.7630	8 0	1.7092	1.7554	5 0
0.7631	0.7892	7 9	1.7555	1.8031	4 9
0.7893	0.8154	7 8	1.8032	1.8526	4 8
0.8155	0.8419	7 7	1.8527	1.9039	4 7
0.8420	0.8685	7 6	1.9040	1.9571	4 6
0.8686	0.8954	7 5	1.9572	2.0124	4 5
0.8955	0.9225	7 4	2.0125	2.0700	4 4
0.9226	0.9500	7 3	2.0701	2.1299	4 3
0.9501	0.9778	7 2	2.1300	2.1923	4 2
0.9779	1.0060	7 1	2.1924	2.2576	4 1

無効電力量 / 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)	無効電力量 / 有効電力量の値		平均力率 (パーセント)
から	まで		から	まで	
2.2577	2.3258	4 0	5.0299	5.3121	1 9
2.3259	2.3972	3 9	5.3122	5.6261	1 8
2.3973	2.4721	3 8	5.6262	5.9775	1 7
2.4722	2.5507	3 7	5.9776	6.3736	1 6
2.5508	2.6334	3 6	6.3737	6.8237	1 5
2.6335	2.7206	3 5	6.8238	7.3396	1 4
2.7207	2.8126	3 4	7.3397	7.9373	1 3
2.8127	2.9099	3 3	7.9374	8.6380	1 2
2.9100	3.0130	3 2	8.6381	9.4712	1 1
3.0131	3.1225	3 1	9.4713	10.4787	1 0
3.1226	3.2390	3 0	10.4788	11.7221	9
3.2391	3.3633	2 9	11.7222	13.2958	8
3.3634	3.4962	2 8	13.2959	15.3521	7
3.4963	3.6389	2 7	15.3522	18.1543	6
3.6390	3.7919	2 6	18.1544	22.1997	5
3.7920	3.9572	2 5	22.1998	28.5539	4
3.9573	4.1362	2 4	28.5540	39.9875	3
4.1363	4.3305	2 3	39.9876	66.6667	2
4.3306	4.5424	2 2	66.6668	199.9975	1
4.5425	4.7744	2 1	199.9976		
4.7745	5.0298	2 0			

なお，平均力率は，次の算式によって算定された値によるものといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

3 標準設計基準

(1) 目的

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ロ 地形上その他周囲の状況から，この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は，イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし，その設計を標準設計といたします。

ハ 材料および機器の規格は，日本工業規格，電力用規格等の規格に準じます。

(2) 単位等

単位等は次の記号で表示いたします。

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²
ミリグラム	mg
パーセント	%

(3) 高 圧 電 線 路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は，次のとおりといたします。この場合，電線路は，需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公 称 電 圧 (V)	高 圧 6 , 6 0 0
電 圧 降 下 許 容 限 度 (V)	6 0 0

(ロ) 経 過 地 等

高圧電線路の起点，分岐点の位置および経過地は，将来の見通し，用地および環境面，工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

(ハ) 電 線 路 の 種 類

高圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には，地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電 線 路 の 施 設

a 高圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替え等のうち，技術上困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 高圧架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。

なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

b 高圧架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。

施設地域	標準径間 (m)
市 街 地	4 0
そ の 他	5 0

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。

施設地域	高圧 (m)	低高圧併架 (m)
市 街 地	1 0	1 2
そ の 他	9	1 0

(ホ) 装 柱

a 高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし，技術上，保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。

b 水平配列をする場合のアームは軽量腕金，垂直配列をする場合のアームは高圧直付金物等を使用いたします。

(ヘ) 支線および支柱

高圧架空電線路の支持物強度の一部を分担するため，支線および支柱を施設いたします。ただし，支線には，土地の状況により，支線柱を使用することがあります。

(ト) が い し

高圧架空電線路で使用するがいしは，次によります。

	通 り 用	引 留 用
高 圧 線	高圧中実がいし 限流アークオン付通りがいし	高圧耐張がいし 限流アークオン付引留がいし

(チ) 電線の種類および太さ

a 高圧架空電線および高圧架空引込線には，アルミ線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。

b 高圧架空電線および高圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。ただし，海峡横断箇所等，人が容易に立ち入らない長径間箇所においては，裸電線を使用することがあります。

c 電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下および機械的強

度を考慮して、かつ、法令上の制限にしたがって、適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし、適用する電線サイズは第2表から選定いたします。

(第1表)

	絶縁電線(アルミ線)	裸アルミ線
高圧架空電線	25mm ² 以上	120mm ² 以上
高圧架空引込線	25mm ² 以上	

(第2表)

電線種類 および太さ		連続許容電流 (A)		裸電線
		OC電線	OE電線	
アルミ線	25mm ²	-	107	-
	58"	-	177	-
	120"	-	271	400
	200"	473	-	540
	400"	723	-	850

(リ) 線路用区分開閉器の取付け

高圧架空電線路の保守上必要な箇所には、開閉器を施設いたします。

(ヌ) 耐雷施設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。

(ル) 特殊地域の施設

塩害、じん害、ガス害等の発生のおそれがある地域、または地盤軟弱、強風地域に施設する架空電線路には、塩害、じん害、ガス害、地盤軟弱、強風等に耐える構造のものを使用いたします。

(フ) 高圧架空引込線のこう長

高圧架空引込線のこう長は、50m以下といたします。

八 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設

高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることがなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

種	類	太さ (mm ²)
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 325, 725

(ハ) 工事方法

技術上、経済上最も適当な方法により行ないます。

(ニ) 開閉器塔の施設

高圧地中電線路の保守上必要な箇所には、開閉器塔を施設いたします。

(4) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。この場合、電線路は、供給地点から供給地点に最も近い発電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧 (V)	22,000	66,000	110,000
電圧降下の許容限度 (V)	2,000	6,000	10,000

(ロ) 経過地等

特別高圧電線路の起点、分岐点の位置および経過地は、将来の見通し、用地および環境面、工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、技術上困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 他の特別高圧架空電線路と併架する場合の電線架設順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

c 特別高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回

線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 特別高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄塔といたします。ただし、短期間で撤去される場合または関連系統との協調上、鉄塔とすることが妥当でない場合は、鉄塔以外の支持物を使用することがあります。

b 22kVの特別高圧架空電線路を高圧架空電線路方式で施設する場合（以下「高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路」といいます。）には、原則としてコンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 支持物の設計

特別高圧架空電線路の支持物の設計は、法令で定める電気設備に関する技術基準によるほか、原則として電気学会電気規格調査会標準規格によります。

(ニ) 標準径間

a 特別高圧架空電線路の標準径間は、次によります。

支持物種類	標準径間(m)
鉄塔	200～300
その他	100～150

b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の標準径間は、次によります。

施設地域	標準径間(m)
市街地	40
その他	50

(ホ) 装 柱

- a 装柱は経過地，保守の条件等を勘案し，経済的な設計を行いません。
- b 下記(ト) a の塩じん害汚損地域区分 C ， D または E に該当する場合において，がいしを増結するときは，特殊装柱といたします。
- c 絶縁間隔は，次によります。ただし，がいし装置にアークホーンを取り付ける場合は，アークホーンの性能の面から次の数値を修正して用いることがあります。

電 圧 (k V)	2 2	6 6	1 1 0
所 要 が い し 個 数 (コ)	2 (注)	6	9 または 10
標 準 間 隔 (mm)	3 5 0	7 4 0	1 , 1 0 0
最 小 間 隔 (mm)	3 0 0	4 0 0	7 0 0
ジャンパー線と腕金との間隔 (mm)	4 0 0	8 9 0	1 , 3 2 0

(注) 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路の所がいし個数は1コといたします。

(ヘ) 鉄塔および鉄柱の基礎

コンクリート基礎といたします。

(ト) が い し

- a 特別高圧架空電線路のがいしは，原則として 250mm標準懸垂がいしとし，所がいし連結個数は(ホ) c によります。ただし，塩じん害等により汚損する箇所には，塩害対策専門委員会送变电分科会の推奨値および九州における汚損実績を勘案し，次のとおり標準がいし増結，スモッグがいし等を採用いたします。

塩じん害に対する最低必要がいし連結数

汚損地域区分		A	B	C	D	E (海岸のごく近傍)
想定附着等価塩分量 mg/下面(中心部を除く)		50	100	200	400	海水のしぶきを対象とし3%塩水, 0.3mm/分水平分を想定
海岸距離よりの概略図	台風に対し	50 km程度以上	10~50 km程度	3~10 km程度	0~3 km程度	海岸の地形構造により0~0.3kmまたは0~0.5km
	季節風に対し	10 km程度以上	3~10 km程度	1~3 km程度	0~1 km程度	海岸の地形構造により0~0.3km
工場地域に対して発煙源よりの距離			工場地域周辺等比較的軽度の煙じん害地域	工場地域の中心		
標準懸垂がいし個数	110kV	9	9	9	9	10
	66kV	6	6	6	6	6
	22kV以下	2	2	2	2	3

(注) 1 印はスモッグがいし

2 区分は場所により大幅に異なるので概略の目安を示します。

b 高圧架空電線路方式の22kVの架空電線路に使用するがいしは、ラインポストがいしまたは長幹がいしといたします。

(チ) 電線の種類および太さ

a 電線の種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、径間長、着雪、経過地等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さの電線を使用することがあります。

電線種類	公称断面積 (mm ²)
鋼心アルミより線	160, 240, 410, 610

b 電線の許容電流

電線の許容電流は、次によります。

電線種類	公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)
鋼心アルミより線	160	467
	240	608
	410	846
	610	1,059

- c 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の電線は、アルミ絶縁電線といたします。また、電線の太さは次によります。

電線種類	公称断面積 (mm ²)	許容電流 (A)
アルミ絶縁電線	200	473

(リ) 架空地線の施設

- a 鉄塔および鉄柱には、原則として70mm²以上のアルミ覆鋼より線1条の架空地線を施設いたします。ただし、電磁誘導障害または著しい腐食のおそれのある箇所等には、他の電線を使用することがあります。

また、支持物の接地抵抗が高い箇所には、逆閃絡を防止するために、接地棒および埋設地線を施設いたします。

- b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路には、原則として25mm²以上の鋼心アルミより線1条の架空地線を施設いたします。

(ヌ) 架空電線の地表上の高さ

- a 特別高圧架空電線の最低地上高は、次によります。ただし、電線路付近に建造物がある場合またはその建設が予定される地域、道路や河川の横断箇所、植林地通過箇所ならびにその他保安および保守上問題がある場合は、標準値に必要な高さを加算した値といたします。

電線地表上の高さ

公称電圧 (kV)	地表上の高さ (m)
22	6
66	7
110	7

- b 高圧架空電線路方式の 22kV の架空電線路の電線の最低地上高は、次によります。

電線地表上の高さ

施設地域	地表上の高さ (m)
市街地	8
その他	6

(ル) ブロッキングコイルの施設

電力線搬送を行なっている線路から分岐する場合、搬送への障害が考えられるときは、その分岐点に必要な定格のブロッキングコイルを施設いたします。

(ヲ) アークホーンおよびアーマロッドの施設

経過地の状況により、アークホーンおよびアーマロッドを施設いたします。

八 地中電線路

(イ) 電線路の施設

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式または暗きょ式といたします。ただし、変電所、工場構内等において施設が容易で、かつ、維持上問題がない場所に施設する場合は、直接埋設式とすることがあります。

(ロ) ケーブルの選定

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、原則として次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 168)に準じた算定方法により、施設条件等を考慮して算定いたします。

ケーブルの種類および太さ

電 圧		心 数	導 体 の 太 さ (mm ²)
22kV	CV	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		単心3個より	60, 100, 150, 200, 250, 325, 400
66kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400, 500
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	80, 100, 150, 200, 250, 325, 400
110kV	CV	単 心	600, 800, 1,000, 1,200, 1,400, 1,600, 2,000
		単心3個より	150, 200, 250, 325, 400
	OF	単 心	400, 600, 800, 1,000, 1,200
		3 心	150, 200, 250, 325

(ハ) 避雷器の施設

ケーブルと架空電線との接続箇所には、ケーブル条長が短い場合に、保護装置として避雷器を施設することがあります。

(5) 高圧変電設備

イ 一 般 基 準

高圧電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いた

します。

□ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は、次のとおりといたします。

<p>母線</p> <p>しゃ断器</p> <p>断路器</p> <p>変流器</p> <p>零相変流器</p> <p>補助母線</p> <p>(注) しゃ断器, 断路器は引出形といたします。</p>	取 付 数		
	機器名	単母線	補助母線付
	しゃ断器	1 台	1 台
	断 路 器		1 組
	変 流 器	2 台	2 台
	零相変流器	1 台	1 台
配 電 盤	1 面	1 面	

(注) 点線部分は、補助母線付の場合

凡 例	しゃ断器	断 路 器	変流器	零相変流器

ハ し や 断 器

(イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，最大負荷電流から判断して，必要最小のものを使用いたします。

へ 配 電 盤

配電盤には，原則として電流計，しゃ断器操作用スイッチ，電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等，運転に必要な装置を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

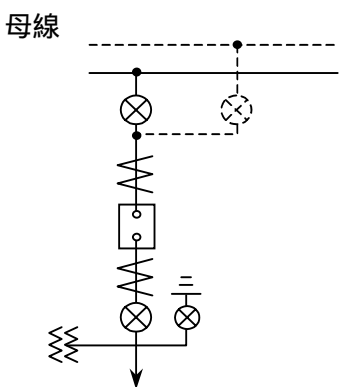
(6) 特別高圧変電設備

イ 一 般 基 準

特別高圧電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は，次のとおりといたします。

	機器名	取 付 数	
		単母線	2重母線
	しゃ断器	1 台	1 台
	断 路 器	2 組	3 組
	変 流 器	6 台	6 台
	計器用変圧器	1 台	1 台
	配 電 盤	1 面	1 面

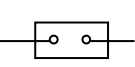
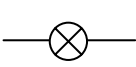
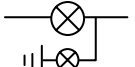


(注) 1 点線部分は，2重母線の場合

2 接地装置については線路側に1台設置いたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも設置することがあります。

3 変流器については用途および制御回路の構成によって，設置位置の変更もしくは台数の増減または零相変流器の設置をすることがあります。

4 シャ断器において引出方式を使用する場合には、シャ断器の両端の断路器を省略いたします。

5 耐雷設計上、線路側に避雷器を設置する場合があります。

凡例	シャ断器	断路器	接地装置付断路器	変流器	計器用変圧器
					

ハ シャ断器

(イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じて、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断路器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変流器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大使用負担から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ト 配電盤

配電盤には、原則として電流計、シャ断器操作用スイッチ、電線路

に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置等，運転に必要な装置を取り付けます。また，必要に応じ電力計，無効電力計，電圧計等を取り付けます。

(7) 電力保安通信設備

イ 一般基準

(イ) 電力保安通信用電話設備の施設

a 電力保安通信用電話設備は，法令等の定めるところにより原則として施設いたします。

b 回線数は，原則として1回線といたします。

(ロ) 通信方式

電力保安通信用電話設備は，光ファイバ内蔵型架空地線（OPGW），架空電話線（通信ケーブル，光ファイバケーブル），地中電話線（通信ケーブル，光ファイバケーブル），通信線搬送，光搬送またはマイクロ波多重無線による電話設備のうち，技術上，経済上最も適当なものを使用いたします。

(ハ) 経過地

経過地は，地理的条件ならびに保安および保守上の問題を考慮して，最も経済的に施設できるように選定いたします。

(ニ) 電話機

電話機は，自動式電話または共電式電話を標準として使用いたします。

ロ 架空電話線路

(イ) 電話線路の施設

架空電話線路は，使用電圧が35,000V以下の架空電線路への添架または他の架空電話線路への併架により施設いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，独立電話線路を施設いたします。

(ロ) 電話線の種類

架空電話線のうち，通信ケーブルには，原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し，光ファイバケーブルには，原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

八 地中電話線路

(イ) 施設方法

地中電話線は，原則として管路式または暗きょ式によります。

(ロ) ケーブルの種類

地中電話線のうち，通信ケーブルには，原則として電力用規格のポリエチレン絶縁通信ケーブルを使用し，光ファイバケーブルには，原則として電力用規格テープ型光通信ケーブルを使用いたします。

二 通信線搬送

送受信装置の伝送方式は，周波数分割方式または時分割方式といたします。

ホ 光搬送

送受信装置の伝送方式は，時分割方式といたします。

ヘ マイクロ波多重無線

(イ) 空中線施設

a 空中線は，十分な強度のある鉄塔または鉄柱等の支持物により支持いたします。

b 給電線は，導波管を使用いたします。

(ロ) 送受信装置

a 使用する周波数帯は，6.5ギガヘルツ帯，7.5ギガヘルツ帯または12ギガヘルツ帯といたします。

b 変調方式は，原則として，4 相位相変調方式とし，電力用規格の装置を使用いたします。

ト 電話設備以外の保安通信設備

保安通信用電話設備以外の通信設備（給電情報伝送装置，保護用信

号端局装置等)の施設については、本基準を準用いたします。

4 発 電 計 画

発電計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月,翌々 月)	週間計画 (翌週,翌々 週)	翌日計画
通知の期限		毎年 10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時
通 知 の 内 容	発電場所別 発電計画	各月の平日 および休日 の接続受電 電力または 振替受電電 力の最大値 および最小 値	各週の平日 および休日 の接続受電 電力または 振替受電電 力の最大値 および最小 値	日ごとの接 続受電電力 または振替 受電電力の 最大値と予 想時刻およ び最小値と 予想時刻	30分ごとの 接続受電電 力量または 振替受電電 力量
	発電設備の 停止計画	作業の開始日時,作業の 終了日時,停止内容,そ の他必要な項目			
				計画外作業 計画作業の 変更分	

注 1 発電計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

2 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

5 需 給 計 画

需給計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々 月)	週間計画 (翌週, 翌々 週)	翌日計画	
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時	
通知 の 内 容	需要想定値	各月の平日 および休日 の接続供給 電力を損失 率で修正し た値の最大 値および最 小値	各週の平日 および休日 の接続供給 電力を損失 率で修正し た値の最大 値および最 小値	日ごとの接 続供給電力 を損失率で 修正した値 の最大値と 予想時刻お よび最小値 と予想時刻	30分ごとの 接続対象電 力量
	需要想定値 に対する供 給力	供給力の計画値合計			

- 注) 1 需給計画は、当社所定の様式により提出していただきます。
- 2 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

6 連系線等利用計画

連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		長期計画 (第3年度から第10年度)	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知の期限	調整用	毎年 1月15日 午後5時	毎年 12月20日 午後5時	毎月5日 午後5時		
	空容量算定用	毎年 3月10日 午後5時	毎年 3月1日 午後5時	毎月15日 午後5時	毎週 火曜日 午後5時	毎日 午前12時
通知の内容	振替供給の場合	各年度の振替供給電力の最大値	各月の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の振替供給電力の最大値	各週の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の振替供給電力の最大値	30分ごとの振替供給電力量	
	会社間連系点を受電地点とする接続供給の場合	各年度の接続受電電力の最大値	各月の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	各週の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	30分ごとの接続受電電力量	

- (注) 1 連系線等利用計画は, 当社所定の様式により提出していただきます。
- 2 年度とは, 4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。
- 3 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい, 夜間帯とは昼間帯以外の時間をいいます。